

令和2年10月26日
居住支援活動推進事業室

中間状況報告に関する入居前相談・常設窓口設置対応のお願い

各事業者様におかれましては、新型コロナウイルスの感染収束の気配が見えない難しい状況の中、居住支援業務に携わられており、日々奮闘されていることと存じます。

さて、9月上旬から各事業者様よりご返送頂いた「中間報告管理票」に基づき事業者様に対し、現状の体制確認・支援実績等について順次確認を実施しておりますが、その中でも要領記載の、以下の点について、実施されていない事業者様が見受けられます。

【応募要領（抜粋）】

「③ 入居前の居住支援サービスに係る情報提供・相談のための常設の窓口を8月末までに設置すること。※

※ ・居住支援法人電話番号を整備し、電話に出たときに居住支援である事を名乗ること。
・HP等で、居住支援法人電話番号・窓口開設曜日・開設時間等の支援体制を要配慮者・不動産業者・居住支援協議会等に周知すること。」

上記に基づき、入居前支援の体制整備が為されているかを以下の点により確認しております。

- ①居住支援法人専用電話番号が整備されているか。
- ②専用電話番号に着信があった時、居住支援法人である事を名乗っているか。
- ③入居前支援の窓口開設日時をHP上等で告知しているか。
- ④居住支援法人の支援体制を配慮者・不動産業者・居住支援協議会等に周知しているか。

本年度事業においては、上記は補助事業者として必須要件の一つになります。居住支援法人の認知度向上の施策の一つですので、必ず実施して頂くようお願い申し上げます。

なお、今後のヒアリングの進捗の中で、**11月10日（火）までに実施、体制整備の対応が確認できなかった事業者様については、基本項目の体制整備ができていないと判断し、交付決定の取消しとなります**ので、体制整備の構築をお願いします。

また、ヒアリングにて是正措置の連絡を受けた事業者様は、指摘事項について期日までに対応いただけましたら推進事業室まで必ずご連絡ください。

以上